

第1章 総 則

第1節 目 的

この給水装置テキストは、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「施行令」という。）、水道法施行規則（以下「施行規則」という。）、大分市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、同施行規程（以下「施行規程」という。）及びその他関係法令に基づき、給水装置工事の設計と施工に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 給水装置の定義

給水装置については、法第3条第9項の規定に『「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水支管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。』と定義している。

すなわち、給水装置とは、需要者に水を供給するために、市の布設した配水支管から分岐して設けられ、配水支管圧を直接利用して給水を行うものをいい、ゴムホース等任意に取り外しのできるもの、及び受水タンク以下の装置などはこれに含まれない。又、給水装置は需要者の財産であり、費用の負担はもちろんのこと、維持管理が義務づけられている。以下、関係装置にかかる用語の定義は次のとおりである。

1. 配 水 管

配水管とは、配水池、配水塔あるいは配水ポンプを起点として、その給水区域内に配水するため水道事業者が布設した管をいう。本市においては、口径400mm 以上を配水本管、口径350mm 以下を配水支管と呼んでいる。なお、給水装置は配水支管から分水することになっている。

2. 給 水 管

給水管とは、配水支管及び既設の給水管から分岐して宅地や家屋内に引き込む管をいう。

3. 給 水 用 具

給水用具とは、給水管に直結する器具・機材で、分水栓、丁字管、止水栓、仕切弁、給水栓及び水道メーター（以下「メーター」という。）等をいう。

第3節 給水装置の種類

給水装置は、これを用途により分類すると、大別して飲用と消火用に分かれる。

1. 専用給水装置

1戸又は1箇所専用するもの

2. 共用給水装置

2戸又は2箇所以上で共用するもの

3. 私設消火栓

消防用に使用するもの

第4節 給水装置工事の種類

給水装置工事は、次の4種類とする。

1. 新設工事

新たに給水装置を設ける工事をいう。（家屋建替・団地配管・舗装先行・口径変更・区画証明）

2. 改造工事

既設給水装置の増減・位置・口径及び管種を一部変更する工事をいう。（外部引替工事・内部改造）

3. 撤去工事

給水装置を取り除く工事をいう。

4. 修繕工事

給水装置の破損箇所を原形に修復する工事をいう。

第5節 給水方式

給水方式は大別して直結式給水方式と受水槽式給水方式及び直結・受水槽併用式給水方式に分けられる。
このいずれを採用するかは、給水状況、給水箇所及び使用目的等に応じて決定しなければならない。

1. 直結式給水方式

直結式給水方式は、配水支管の水圧で給水する方式であり、

●直結直圧式 ●直結増圧式 ●直結直圧・直結増圧併用式がある。

2. 受水槽式給水方式

受水槽式給水方式は、配水支管から一旦受水槽に受け、この受水槽から給水する方式であり、配水支管の水圧は受水槽以下には作用しない。（高置水槽方式・圧力タンク方式・加圧ポンプ方式）

3. 直結・受水槽併用式給水方式

直結・受水槽併用式給水方式は、一つの建築物内で直結式、受水槽式の両方の給水方式を併用するものである。

